

看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書にそって、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為となっています。この行為は、特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実践可能な診療の補助行為であり、この行為を行うことができる看護師を特定看護師といいます。

特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じて適切な医療を迅速かつタイムリーに提供できることにあります。

当院は、特定行為研修を修了し、さらに病院から実施することの承認を受けた看護師が特定行為を実施しています。特定行為の実施については、包括同意をもって（この文書によって同意したものとして）、ご了承いただいたものと判断させていただきます。なお、特定行為への同意はいつでも拒否することができます。同意いただけない場合は、当該病棟の看護師長または相談窓口までお申し出ください。同意いただけない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありませんのでご安心ください。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

<現在当院で実施している特定行為>

- 気管カニューレの交換
- 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 脱水症状に対する輸液による補正

<特定行為に関する相談窓口>

盛岡医療センター 1F 地域医療連携室

受付時間：月～金曜日（休日を除く）9：00～17：00

令和6年12月

盛岡医療センター 病院長